

衛生管理者資格認定等事務取扱要領

(制 定：昭和37年9月29日員厚第221号)

(最終改正：令和8年5月18日国海員第65号)

衛生管理者の資格の認定等に係る事務については、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号。以下「省令」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第一 資格の認定

一 窓口における認定申請の受理

1 受理窓口

認定申請は、地方運輸局の本局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「本局」という。）、運輸支局及び海事事務所で受理することができる。

2 申請書の受理

受理窓口は、次の事項に留意して受理しなければならない。

(1) 次に掲げる提出書類がそろっていること。

① 衛生管理者資格認定申請書（省令第1号様式）

② 船員手帳又は次のいずれかに掲げる書類（旧姓の併記を希望する場合は、当該旧姓が確認できるものに限る。）

(i) 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書

(ii) 本籍の記載がある住民票の写し（申請の日前1年以内に作成されたものに限る。）

(iii) 旅券

(iv) 在留カード

(v) 特別永住者証明書

(vi) 氏名、国籍及び生年月日を証する書類であって権限のある機関が発行したもの

③ 省令第12条第1号から第9号までのいずれかに該当することを証する次のいずれかの書類

(i) 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は外国で取得した医師の免許証

(ii) 医学士、歯学士、薬学士若しくは衛生看護学士の学位記又は学位証明書

(iii) 医学、歯学その他の保健衛生に関する旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく旧専門学校卒業者の卒業証書又は卒業証明書

(iv) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定による衛生管理者の資格を有する者で、船舶に乗り組んで2年以上船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有するものは次に掲げる書類

ア 労働安全衛生法に基づく衛生管理者資格証明書

イ 船員手帳又は乗船履歴を証明する書類

(v) 衛生管理者として必要な知識及び技能に関する講習であって国土交通大臣の登録

を受けたもの（以下「登録講習」という。）の課程を修了したことを証する修了証明書

(iv) 衛生管理者同等認定校において船舶衛生に関する教科目を履修したことを証明する書類

(vii) 省令第12条第9号に基づく同等以上の能力を有すると認めるための講習（以下「同等講習」という）の課程を修了したことを証する修了証明書

(viii) 海上保安学校本科船舶運航システム課程主計コース又は一般課程主計コースの卒業証書又は卒業証明書

(ix) STCW条約附属書第6/4規則2に基づくMedical Care資格受有者を対象とする保健指導及び労働衛生法規に係る講習の修了証

④ 申請の日前6月以内に撮影した自己の写真（縦4・5センチメートル、横3・5センチメートルの単独・無帽かつ、正面のもの。以下「自己の写真」という。）

(2) 申請書に記載された氏名、生年月日、性別、本籍（外国人にあっては国籍。以下同じ。）を(1)②の書類と照合して誤りがないこと。

(3) 申請者の署名が、他の文字や線に重なっていないこと。

(4) 納付額（2,600円）に過不足がないこと。

3 受理後の処理

受理窓口は、申請を受理したときは、e-Govに申請書の情報その他必要事項の入力及び添付書類の添付を行う。

4 本局への送達

運輸支局又は海事事務所が申請を受理したときは、衛生管理者資格認定等窓口申請簿（第1号様式。以下「窓口申請簿」という。）に受付年月日その他必要事項を記入の上、収入印紙が貼付されている申請書又は納付書を直ちに当該運輸支局又は海事事務所を管轄する本局へ送達すること。

二 審査及び適任証書の作成

審査及び適任証書（省令第2号様式）の作成は本局が行うものとし、船員システムにより処理すること。

1 審査

申請者情報に不備がないことを確認すること。

また、申請者本人等によりe-Govを通じて行われた申請については、申請者本人の自筆の署名が記載された書類が添付されているか確認するとともに、一の2(1)の確認（①を除く。）を行うこと。

なお、労働安全衛生法の規定による衛生管理者の資格を有する者で、船舶に乗り組んで2年以上船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有する者については、衛生管理者の資格取得以降に2年以上船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有することを確認すること。

2 適任証書の作成

審査後、手数料の支払が確認できたときは、遅滞なく適任証書を作成すること。

なお、収入印紙が貼付されている申請書又は納付書がある場合には、これに消印を行い、

その写しを船員システムにおいて添付すること。

三 交付事務

1 適任証書の交付処理

本局は、二の処理後、遅滞なく交付処理を行わなければならない。

2 窓口における適任証書の交付

受理窓口は、e-Gov から適任証書をダウンロードし、これを印刷した上で、本人又はその代理人等に交付しなければならない。この場合において、運輸支局又は海事事務所にあっては、窓口申請簿に適任証書番号及び手交年月日を記入すること。

また、運輸支局又は海事事務所が適任証書を交付する場合は、本人又はその代理人等に氏名、生年月日等の口頭確認等を行った上で交付すること。

第二 適任証書の再交付

一 窓口における再交付申請の受理

1 受理窓口

再交付申請は、本局、運輸支局及び海事事務所で受理することができる。

2 申請書の受理

受理窓口は、次の事項に留意して受理しなければならない。

(1) 次に掲げる提出書類がそろっていること。

① 衛生管理者適任証書再交付申請書（省令第3号様式）

② 船員手帳又は第一の一の2の(1)②に掲げる書類（旧姓の併記を希望する場合は、当該旧姓が確認できるものに限る。）

③ 原適任証書（紛失を理由とする場合又は電子証明書の場合は不要）

④ 自己の写真

(2) 申請書に記載された氏名、生年月日、性別、本籍を(1)②の書類と照合して誤りがないこと。

(3) 申請者の署名が、他の文字や線に重なっていないこと。

(4) 納付額（2,250円）に過不足がないこと。

3 受理後の処理等

受理後の処理及び本局への送達については、第一の一の3及び4に準じて処理すること。

二 審査及び適任証書の作成

審査及び適任証書の作成は本局が行うものとし、船員システムにより処理すること。

1 審査

再交付事由（記載事項の変更、写真の変更、紛失、毀損、その他）に応じ、申請者情報及び添付書類によりその事実を確認する。また、申請者等により e-Gov を通じて行われた申請については、申請者本人の自筆の署名が記載された書類が添付されているか確認するとともに、一の2(1)の確認（①を除く。）も行うこと。

2 適任証書の作成

第一の二の2に準じて処理すること。

三 再交付事務

1 原適任証書が電子証明書である場合

原適任証書が電子証明書である場合の再交付については、第一の三に準じて処理すること。

2 原適任証書を交付した本局（以下「交付本局」という。）が再交付を行う場合（原適任証書が電子証明書である場合を除く）

(1) 交付本局で保管する衛生管理者適任証書交付原簿（以下「原簿」という。）又は衛生管理者適任証書受有者記録簿（以下「受有者記録簿」という。）と照合し、交付の事実を確認する。

(2) 受有者記録簿の備考欄には、交付年月日及び電子証明書を交付した旨を記入する。

(3) 窓口において再交付申請の受理を行った場合は、提出された原適任証書に穿孔を施した上で、本人に還付する。なお、申請者本人の意思により、原適任証書の返納があった場合には、当該原適任証書を廃棄する。

(4) その他再交付申請に係る適任証書の再交付事務は、第一の三に準じて処理する。

3 交付本局以外の本局が再交付を行う場合（原適任証書が電子証明書である場合を除く）

(1) 再交付局（再交付を行う交付本局以外の本局をいう。以下同じ。）は、交付本局に、電話又はメール等により、申請者の氏名、生年月日、本籍、原適任証書番号、交付年月日を照合する。

(2) 交付本局は、原簿又は受有者記録簿により照会事項を確認の上、交付の事実を確認できた場合は、その旨再交付局に回答する。

(3) 再交付局は、2(2)から(4)までに準じて再交付する。

(4) 再交付局は、再交付後、交付本局に再交付年月日及び再交付事由を通報し、交付本局では、受有者記録簿の備考欄に再交付年月日及び電子証明書を交付した旨を記入する。

第三 適任証書の引替

一 窓口における引替申請の受理

1 受理窓口

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第93号）附則第2条の規定による改正前の省令第2号様式の衛生管理者適任証書（平成23年12月31日以前に交付）からの引替申請は、本局、運輸支局及び海事事務所で受理することができる。

2 申請書の受理

受理窓口は、次の事項に留意して受理しなければならない。

(1) 次に掲げる提出書類がそろっていること。

① 衛生管理者適任証書引替申請書（第2号様式）

② 原適任証書

③ 自己の写真

(2) 申請書に記載された氏名等と添付書類を照合し、氏名等の記載内容に不備がないか確

認すること。なお、手数料は無料である。

(3) 申請者の署名が、他の文字や線に重なっていないこと。

3 受理後の処理等

受理後の処理及び本局への送達については、第一の一の3及び4に準じて処理すること。

二 審査及び適任証書の作成

審査及び適任証書の作成は本局が行うものとし、船員システムにより処理すること。

1 審査

申請者情報に不備がないことを確認すること。

また、申請者本人等により e-Gov を通じて行われた申請については、申請者本人の自筆の署名が記載された書類が添付されているか確認するとともに、一の2(1)の確認(①を除く。)を行うこと。

2 適任証書の作成

審査後、遅滞なく適任証書を作成すること。

三 交付事務

交付本局及び交付本局以外の本局は、第二の三の2及び3に準じて処理すること。

第四 申請書等の書類の保存期間は、次のとおりとする。

衛生管理者適任証書交付原簿（正副）	永久
衛生管理者適任証書受有者記録簿	永久
衛生管理者資格認定等窓口申請簿	3年
衛生管理者資格認定申請書	3年
衛生管理者適任証書再交付申請書	3年
衛生管理者適任証書引替申請書	3年
申請に係る納付書	3年

附則

(施行期日)

1 この通達は、令和8年5月18日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のⅧに掲げる衛生管理者認定申請受理簿、衛生管理者適任証書再交付申請受理簿、衛生管理者試験受験申請受理簿、衛生管理者試験受験申請書及び添付物、衛生管理者試験の採点表並びに筆記試験の答案の保存及び保存期間については、改正後の第四の規定にかかわらず、なお従前の例とする。

衛生管理者適任証書引替申請書

（西暦） 年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

衛生管理者適任証書の引替を受けたいので、旧様式（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第93号）附則第2条の規定による改正前の省令第2号様式）の衛生管理者適任証書を添え下記のとおり申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
	旧 姓	
	（ローマ字）	
生 年 月 日	年 月 日	
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍（ローマ字）		
電 話 番 号		
E-mail アドレス	@	

2. 衛生管理者適任証書の番号

3. 申請者の署名（Signature）